

請 願 文 書 表

令和3年3月3日配付

総務文教常任委員会付託

日本政府に核兵器禁止条約へ参加し署名・批准を求める請願書

- 1 受理番号 第2号
- 2 受理年月日 令和3年2月24日
- 3 請願者 兵庫県淡路市塩尾 []
原水爆禁止淡路地区協議会会長 高田 良信
兵庫県淡路市久留麻 []
原水爆禁止淡路地区協議会幹事 岸下 常雄
兵庫県淡路市岩屋 []
新日本婦人の会津名支部長 川西 マサコ
淡路市生田大坪 []
兵庫県原水爆禁止協議会事務局次長 後藤 浩
淡路市生穂 []
全日本年金者組合兵庫県本部淡路市支部長 松原幸作
- 4 紹介議員 鎌塚 聡

5 請願の趣旨及び理由

1945年8月、2発の原子爆弾が、広島と長崎に投下され、市民の尊い命、生活、人生が無残に破壊されました。それから75年以上心身に傷を負いながらも、核兵器のない世界を願って生きてこられた被爆者の声や世界の平和を願う人たちの声が、大きなうねりとなり、国際社会の共同の力により、2017年7月、核兵器禁止条約が採択され、2021年1月22日には条約が発効しました。

この条約は、核兵器が、破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章など国際法に反するものであるとしており、核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発・生産・実験・製造・取得・保有・貯蔵・使用と、その使用威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みをも示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記し、被爆国や被害国の国民の願いに全面的に応えるものとなっています。このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものとなっています。

現在条約調印国はアジア・ヨーロッパ・中南米・アフリカ・太平洋諸国の86カ国。批准国は52カ国となり、さらに各国で批准に向けた努力が行われています。

「唯一の戦争被爆国」である日本政府は、被爆者と国民の願いに応え、核兵器禁止条約に参加、署名、批准するよう、貴市議会として意見書を上げていただくよう請願いたします。

【請願内容】

日本政府に核兵器禁止条約へ参加し署名・批准を求めるよう意見書を上げてください。

以上